

武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱

令和5年6月改定

■基本理念

成熟した市民文化を支える武蔵野市の教育、学術、文化の振興

■施策の基本的方向性

市は、市制発足当初より教育都市武蔵野の実現に向け邁進してきた。今後も市の歴史を未来へ継承し、地勢と歴史がはぐくんだ武蔵野の風土に根ざす普遍的で個性豊かな文化の創造と、生涯にわたり住み続けることのできる豊かな地域社会を目指し、学校教育、生涯学習・スポーツ、学術及び文化の振興を図るため、市長と教育委員会は緊密に連携・協力して、以下の基本的方向性に基づき施策等を立案し実施する。

- 1 子どもが基本的人権をもつ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提としたうえで、一人ひとりの個性が尊重された成長・発達ができるよう良好な教育環境、社会環境を整備する。
- 2 子どもたち一人ひとりに自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる生きる力を育むための教育を推進する。
- 3 市民の誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう支援するとともに、その機会を広げ、生涯学習施策を推進していく。
- 4 市民の誰もが芸術文化や学術の成果を享受できる機会をつくとともに、市民が自ら活動し、芸術文化を身近に体験、活動、交流できるよう環境整備を進め、本市で醸成されてきた豊かで多様な文化を振興していく。

■重点的な取り組み

市は、武蔵野市長期計画をはじめ各種の個別計画、教育委員会における教育目標及び基本方針に基づき、さまざまな特色ある施策を実施してきた。上記「施策の基本的方向性」の実現に向けた重点的な取り組みは、以下のとおりとする。

○子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会の推進

武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもが成長するすべての過程において、子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会を推進するため、さまざまな機会を捉え、子どもの権利に関する普及、啓発等の取り組みを進める。また、子どもの権利擁護機関について、令和6年度開設に向け制度内容の検討を行う。

市の子どものに係る基本計画である第六次子どもプラン武蔵野の策定にあたり、当事者である子どもの意見を聴取する。

学校において「子どもにとって大切な子どもの権利」等について、子ども自身が学ぶ機会をつくり理解を促すとともに、子どもの意見表明や子どもの参加の実現に努める。

○妊娠期から学齢期にわたる切れ目のない支援及び体制の推進

発達、不登校、虐待、貧困など子どもや家庭、学校に関する課題の多様化、複雑化に対応するため、関係機関が連携して子どもと子育て家庭への包括的な支援を行う。

保健センター増築等に伴う複合施設整備にあたり、子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方及び複合施設における相談のあり方について引き続き検討を行う。また、児童福祉法改正に伴う児童福祉と母子保健の一体的相談体制について検討する。

各関係機関においては、以下の施策を実施していく。

健康課では、医療的ケアが必要な子どもの家族からの相談や関係機関につなぐ役割などを担う「医療的ケア児コーディネーター」による相談体制の充実を図る。

子ども家庭支援センターでは、子育て支援ネットワークの調整機関として、虐待、養育困難家庭に関する支援を行う。また、引き続き子どもの貧困対策に係る関係者のネットワークの強化を図るなど、第五次子どもプラン武蔵野に基づいた貧困対策の施策を推進する。

各学校では、教員研修等を通して不登校や貧困等の課題を取り上げ、教職員への理解・啓発を図る。

教育支援センターについては、市立全中学校区に1名ずつ配置したスクールソーシャルワーカーの活動などを継続する。

○総合的な放課後施策の推進

すべての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう地域子ども館事業を充実させる。

保護者の多様なニーズに対応できる学童クラブの設置を促進するため、民間学童クラブの開設支援を行うとともに、児童増に対応するため学童クラブ室の整備を引き続き進める。

学童クラブの4年生以上の受入れについては学童クラブの需要増に対応しながら、学校長期休業中の一時育成事業について検討を進める。

また、「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」を国が策定したことも踏まえ、学童クラブの安定的な運営や質の向上に向けて、第三者評価を数年のサイクルで全クラブ実施する体制を整える。

○生きる力を育む幼児教育の振興

「武蔵野スタートカリキュラム（試案）」の実行・改訂をはじめ、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携の場づくりを各校で推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進める。

○学校改築の計画的な推進

第一中学校について、入札不調を受け、工期の影響を最小限にとどめながら、当初設計の水準を維持した上で改築工事を進める。

第五中学校については、実施設計に基づき改築工事を進める。

第五小学校及び井之頭小学校について、基本計画に基づき基本設計を行う。また、学校のプールの在り方についても検討を進める。

なお、井之頭小学校については第一中学校の工期の進捗を見ながら、実施設計以降のスケジュールについても基本設計の中で検討を行う。

改築の第一グループ後半4校について、昨今の社会経済情勢や教育の質など、様々な観点から課題を精査する。

改築するまでの学校について、劣化・改良保全事業（給排水管更新を含む）のほか、定期的な施設点検に基づく必要な修繕を実施する。

○学習者用コンピュータを活用した学びの推進

学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業実践を蓄積する。また、運用上の課題等を検討・協議し、各学校における実践に生かし、学校への支援体制の充実を図る。

「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度や知識・技能』を身に付ける」ために、児童生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用できるよう、家庭や地域と連携を図りながら、子どもの発達段階に応じたデジタル・シティズンシップ教育を推進する。その成果と課題を武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会で整理し、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」を作成する。

○学校・家庭・地域との連携協働

「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」の報告書に基づき、運営に関するガイドラインを作成し、モデル校（境南小・第一中）を中心に、学校運営協議会機能を加え、地域学校協働本部の機能を強化した開かれた学校づくり協議会の運営や地域学校協働活動の促進を図る。

自然体験や地域活動の体験を通じ、子どもが市や地域への愛着を高めるとともに、新しい時代に必要となる資質・能力等を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携協力し、取り組みを進める。

○学校図書館の機能の充実

学校図書館は単に本を借りたり読んだりする読書センターの機能だけではなく、子どもたちにとっての居場所であり、学習センターや情報センターの機能を有している。

配置時間を拡充した学校司書や学校図書館担当教員を中心に、放課後の学校図書館開放や中央図書館との連携、読書の動機付け指導等、学校図書館の活用を推進する。

○総合体育館等の改修及び市営プールの整備方針の検討

誰もがスポーツを快適に楽しむことができるように総合体育館の長寿命化を図るため、保全と機能改善等の大規模改修に向けて、工事内容の精査及び調整を踏まえて基本計画を策定する。

また、5年ごとに更新が必要な陸上競技場の第三種公認検定を受けるため、改修工事等を行う。

市営プールの整備については、第二期スポーツ推進計画に示された方向性を踏まえ、第六期長期計画・調整計画での議論を経て、今後の整備について検討する。

○武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

平成30年度に策定した「武蔵野市文化振興基本方針」に基づき、様々な関係者と連携・協働する仕組みや、文化振興基本方針の取り組みを評価する手法について研究・検討を進めていく。

(公財)武蔵野文化生涯学習事業団が、施設や事業部門間の連携を進めつつ、より質の高いサービスを展開できるよう、関係部課及び新事業団の連絡調整の体制を確保し、必要な支援・指導を継続する。